

平成31年第9回公安委員会会議録

日 時	3月28日(木曜日)	自午後1時30分 至午後4時40分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 小野委員 下山委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部参事官 警備部長 情報通信部長 首席監察官		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞14件、意見の聴取31件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 平成31年2月熊本県議会定例会の結果について

(1) 会期

平成31年2月21日(木)から3月15日(金)までの23日間

(2) 警察関係提出議案及び報告

ア 平成30年度熊本県一般会計補正予算

(ア) 警察費の補正(補正額3億1,926万5千円)

(イ) 債務負担行為の設定

イ 専決処分の報告及び承認について

ウ 専決処分の報告について

エ 平成31年度熊本県一般会計予算

(ア) 平成31年度熊本県一般会計予算(401億952万3千円)

(イ) 債務負担行為の設定

オ 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

カ その他報告事項

消費税法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(3) 警察関係質問等

ア 本会議

質問なし

イ 教育警察常任委員会

(ア) 補正予算について

(イ) 専決処分の報告及び承認について

(ウ) 特殊勤務手当の改正について

(エ) 半グレ集団への警察の対応について

- (オ) 公安職と行政職の給与格差是正について
- (カ) 交通安全施設について
- (キ) 通学路対策について
- (ク) 統合地理情報システムの構築事業について
- (ケ) くまもとの「まち」と「ひと」を守る声掛け安心実現事業について
- (コ) 平成30年度教育警察常任委員会における取組の成果について
熊本県風俗案内業の規制に関する条例について

【委員からの質問等】

委員から「地震関連の施設の改修は終了したのか」旨の発言があり、警察から「県費分は終了した」旨の説明があった。

2 2019年度総合監察実施計画等について

(1) 警察署に対する総合監察

ア 監察項目

22項目63着眼点として実施

イ 監察担当官

監察担当官 ～ 監察課長及び監察官

監察補助者 ～ 各部監察官及び業務主管課の補佐等

ウ 実施方法

監察担当官等が各警察署に赴き、監察項目に関係する書類や資機材等の目視確認及び業務担当職員に対する質問等により実施

(2) 警察本部所属に対する総合監察

情勢及び必要に応じた随時監察により実施

(3) 随時監察及び首席監察官等の巡回指導

警察官に対する襲撃事案等が増加傾向にあることから、適度な緊張感及び警戒力を保持させるべく、監察課による抜き打ち的な随時監察を行う。

また、重点的に取り組むべき非違事案防止対策等について、首席監察官による巡回指導を実施する。

※ 平成30年度は県下23警察署全てに実施

(4) 警察庁及び管区監察への対応

警察庁による監察を年に1回、管区局による監察を四半期に1回（年4回）、受監する。

(5) フィードバック

各所属に周知すべき内容を把握した場合は、その都度周知文を発出し、各警察署で自主点検を実施する。

改善措置の必要が認められる案件が判明した場合は、速やかに改善計画を策定した上で改善措置を図り、検証を行う。

【委員からの質問等】

委員から「県独自の監察重点はあるか」旨の発言があり、警察から「昨年の発生状況を踏まえて実施する考えである」旨の説明があった。

3 繁華街特別対策室の設置について

(1) 設立趣旨

繁華街における違法風俗営業等の風俗関連事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、暴力団・準暴力団等の資金獲得犯罪、犯罪組織に関する情報収集・実態解明等を推進するため、警察本部生活環境課に「繁華街特別対策室」を設置

(2) 体制

室長以下 22 人

(3) 勤務形態

毎日制勤務とし、勤務時間は捜査対象によって柔軟に変化・対応させる。

(4) 主な任務

自治体等関係団体との連携・協働、繁華街における各種犯罪の取締り、風俗営業店等への立入り・指導等、繁華街・反社会的組織に関する情報収集を主たる任務とする。

(5) 発足式・出発式

ア 発足式

(ア) 開催日時

平成 31 年 4 月 1 日（月曜日） 午前 11 時から午前 11 時 15 分まで

(イ) 開催場所

警察本部 10 階多目的ホール

(ウ) 出席者

本部長、生活安全部長、生活安全部参事官（生活安全企画・少年担当）、刑事部参事官（組織犯罪対策）、生活環境課長及び課員 合計 26 人

イ 出発式

(ア) 開催日時

平成 31 年 4 月 1 日（月曜日） 午後 9 時から午後 9 時 10 分まで

(イ) 開催場所

熊本中央警察署 1 階ロビー

(ウ) 出席者

熊本中央警察署、警察本部、熊本市 合計 48 人

【委員からの質問等】

委員から「結構大きな対策室を作られたようだが、第一線を拠点とするのか」旨の発言があり、警察から「熊本中央警察署を拠点に繁華街対策を集中的に実施することとしている」旨の説明があった。

4 阿蘇市における外国人技能実習生を対象とした防災教養及び訓練の実施について

(1) 目的

日本語に不慣れな外国人技能実習生を災害から守るため、自治体や消防と連携して大規模災害を想定した防災訓練等を実施し、地域一体となった防災力の向上を図るもの

(2) 実施日時

平成 31 年 3 月 11 日（月）

(3) 実施場所

ア 阿蘇研修センター（技能実習生の研修施設）

イ 阿蘇市農村環境改善センター

- (4) 主催
阿蘇警察署
- (5) 共催
阿蘇研修センター、阿蘇市役所、阿蘇広域行政事務組合消防本部
- (6) 参加者
外国人技能実習生
- (7) 教養及び訓練の内容
 - ア 防災教養
 - イ シェイクアウト及び避難訓練
 - ウ 避難所生活に関する説明
 - エ 救急法及び消火訓練

(8) 成果

訓練参加者全員が、平成28年熊本地震のような大規模地震を経験したことがなく、また、母国において防災教育を受けたことがない者も多数存在したが、各種教養及び訓練に真剣に取り組む姿が認められるなど、自然災害に対する危機意識の高揚が図られた。

また、自治体、消防及び外国人実習生受入れ機関との間においても、外国人の避難行動等に関する問題点等を共有することができた。

(9) 備考

本教養実施に合わせ、災害発生時の携行品リストを5か国語（英語、中国語、ベトナム語、クメール語、タガログ語）で作成し配布した。

【委員からの質問等】

委員から「技能実習生は防災訓練を経験したことがないと思うので、今回の訓練は非常に良い機会になったと思う。資料も分かりやすいが、この5か国語の資料を作成されたということは、これらの言葉を話す外国人が多いのか」旨の発言があり、警察から「今回の研修では、この5か国語を話す外国人が対象であったので、それに合わせて資料を作成している。対象に応じて作成していく」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 監察業務の報告

首席監察官から報告が行われた。

2 行政処分に係る聴聞実施の決裁

生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。

3 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の施行に伴う関係熊本県公安委員会規則の一部改正の決裁

広報県民課文書情報室長から説明があり、決裁が行われた。

4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の支給裁定案の決裁

広報県民課犯罪被害者支援室長から説明があり、決裁が行われた。

5 平成31年第8回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

- 6 要望等(H3 1 No. 4)受理・措置の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 7 審査請求(H3 0 No. 3)裁決の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 8 審査請求(H3 0 No. 4)裁決の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 9 審査請求(H3 0 No. 5)裁決の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 10 全国公安委員会連絡会議「自由討議テーマ」等調査回答の説明
公安委員会事務室から説明が行われた。
- 11 16都道府県公安委員連絡会議「協議資料」提出の説明
公安委員会事務室から説明が行われた。